建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | １　令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事が完了し供用が開始されているにも関わらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。また、費用として計上すべきものが含まれていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 資産計上すべき金額 | | 平成29年度 | 一般府道大阪羽曳野線地積測量図作成業務 | 302,400円 | 302,400円 |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 令和２年度 | 一級河川天見川土質調査委託 | 4,750,000円 | 4,750,000円 |   ２　道路防災工事について、工事完了後の事務処理誤りにより、資産と建設仮勘定に二重計上されていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 | | 令和２年度 | 一般国道３７１号道路防災工事 | 42,143,500円 | 0円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 令和５年３月30日付けで修正登録が完了し本資産勘定への精算を行った。  また、公有財産台帳の修正を行った。  今回の検出事項は、業務担当者が、建設仮勘定の精算の際の認識不足により、当該事業の精算を失念したこと、及び費用を建設仮勘定に計上したことについて、補修工事であったにも関わらず、誤って資産計上したものである。  今後は、業務担当者及び決裁者が、建設仮勘定未精算一覧を相互にチェックを行った上で、建設仮勘定取扱要領等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）